

持続可能なまちづくりとSDGs

エコロジカルなまちづくりの事例研究(上)

荒井 壽夫

Hisao Arai

滋賀大学 / 名誉教授

I はじめに

私たちは今、新型コロナ・ウイルスのパンデミック(世界的大流行)の渦中にあり、それは全世界で感染者約6,260万人、死者約146万人(11月末現在)と止まることを知らない勢いである。私たちは、パンデミックが感染防止のための都市のロックダウンや隔離、夜間外出禁止、等を通じて経済活動や観光業に打撃を与え、保健医療体制の逼迫化とともに、エッセンシャルワーカーと言われる現場労働者、ケア労働者、サービス労働者の大量失職、生活困難をもたらしている事態に立ち会っている。同時に、私たちは今、台風の激甚化、記録的豪雨、記録的熱波・干ばつ、大規模森林火災、等の異常気象どころか、まさに気候危機と言うべき事態にもまた立ち会っている。コロナ禍も気候危機も行き過ぎたグローバル資本主義の産物であるという共通点が見出されることは大方の認めるところである。

このような世界的危機を睨みつつ、足元に目をやると、私のような地方小都市の住民が直面している地域課題は多様であり、危機的状况は深まっている。人口減少と少子高齢化のもとで、中心市街地の空洞化、商業や農業の後継者不在、耕作放棄地の増加、空き家・空き店舗の増加、独居老人・買い物難民、地域防災力の低下、等がそれである。

ところで今、こうしたグローバルとローカル双方にわたる危機的状况のもとで、2015年の国連総会で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)が注目を浴びており、その様々な適用と実践、普及活動が行われている。またSDGsに依拠した「グリーン・リカバリー」(緑の復興)や「グリーン・ニュー

ディール」構想が、コロナ禍の収束した後の目指すべき方向として論議されている。

それでは多様な地域課題に呻吟する地方小都市にとって、それらの課題を解決し「持続可能性」のある地域社会のあり方すなわち「持続可能なまちづくり」を進めるために、SDGsはどのような新たな枠組みを提供しうるのであろうか。本稿は、「持続可能なまちづくり」を進める場合にSDGsが提供しうる枠組みを、現代ヨーロッパにおける「持続可能なまちづくり」または「エコロジカルなまちづくり」と言えるミュニシパリズムを援用することによって明らかにしたうえで、その有効性を日本においてそのような「エコロジカルなまちづくり」を目指していると思われる千葉県匝瑳市「豊和村づくり協議会」の事例を通じて検討しようとするものである。

II 持続可能なまちづくりとSDGs

(1) 「まちづくり」から

「持続可能なまちづくり」へ

持続可能なまちづくりの前提としてまちづくりとはそもそも何かの確認から始めよう。

まちづくりに関する歴史的考察¹⁾によれば、その変遷は、1950年代から1980年代前半までの「異議申し立てから生活像の提起へ」、1980年代後半から1990年代までの「地域再生のためのまちづくり」そして2000年代以降の「自立するまちづくり」という三つの段階を経由する。これらの段階を経由しつつも、現在のまちづくりに共通した特色として、まちづくりは、都市計画とは異なり、生活圏域たる地域の視点、生活者の視点から出発するボトムアップ型の地域運動という特色を持つのであり、その目指すところは、自発的意思をもって参加した

住民と行政の「協働」によってコモンズ(共有地)としての地域社会、地域経済、地域環境の質的向上という点にある。

まちづくりに関して、より端的な定義を与えているのは、多少古いが日本建築学会によるものである。それは以下のように定義されている。

「まちづくりとは、地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を斬新的に改善し、まちの活力と魅力を高め、『生活の質の向上』を実現するための一連の持続的な活動である。」²⁾

そのうえで、まちづくりの原則として、次の10原則が挙げられている。①公共の福祉の原則、②地域性の原則、③ボトムアップの原則、④場所の文脈の原則、⑤多主体による協働の原則、⑥持続可能性、地域内循環の原則、⑦相互編集の原則、⑧個の啓発と創発性の原則、⑨環境共生の原則、⑩グローカルの原則。

ここに見られるように、持続可能性の原則は、他の多くの原則とともに並列的に挙げられている。上記の日本建築学会の文献が刊行された2000年代すなわちSDGs(持続可能な開発目標)が国連総会において採択される2015年以前の時期においては、まちづくりは、公共の福祉、地域性、ボトムアップ、多主体による協働などとともに持続可能性の原則ももった、まちにおける「生活の質の向上」を実現するための一連の持続的活動として把握されていた。

しかしながらSDGsの採択以前にも同じ日本建築学会のまちづくりに関する別の文献は、持続可能性の原則を中心に据えるべきことを以下のような叙述をもって明示している。

1) 石原武政・西村幸夫編『まちづくりを学ぶ：地域再生の見取り図』有斐閣、2010年。

2) 日本建築学会編『まちづくりの方法』丸善、2004年、p.3。都市計画論の立場からの考察については、室田昌子「持続可能な都市・コミュニティへの再生」(佐藤真久他編著『SDGsと環境教育』学文社、2017年)参照。

「1992年の世界環境サミット（地球サミット—引用者）以降、環境、経済、社会・コミュニティの三位一体の視点からの地域づくりが求められ、その持続的な発展のためには、住民自身の主体的な取り組みが不可欠である。…

現在のまちづくりの大きなテーマは、今日的な地球温暖化対策としての全町をあげての（再生可能——引用者補足）エネルギーの地産地消戦略によるエコロジカルなまちづくりにある。」³⁾

すぐれて先見の明のある考察と言うべきであろう。こうして、まちづくりは、地球温暖化、異常気象、生物多様性の危機、等の地球的課題に直面して、まずは環境保全的な意味での持続可能性の原則を軸とした持続可能なまちづくり、すなわちエコロジカルなまちづくりへと変化することになるのである。

(2) SDGsとそれを構成する

環境・社会・経済の三側面の関係

周知のように、SDGs(Sustainable Development Goals)「持続可能な開発目標」は、2015年9月25日の国連「持続可能な開発サミット」で採択された「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」というタイトルをもった文書である。それは、前文の他に、17のゴールと169のターゲットから構成されている。特に17のゴール（以下、目標と記す）は、下記のようなカラーロゴの国連広報センターによる公開によって世界中の人々の目を惹き付けてきた(第1図)。

SDGsの内容と特徴については、すでに多くの研究文献、解説書が公刊されており、枚挙にいとまがないほどである。その特徴については、一般に、普遍性（先進国も開発途上国も全ての国が対象）、



第1図 SDGsの17目標のロゴ
(出所)国連広報センター(<https://www.unic.or.jp>)

3) 日本建築学会編『地球環境時代のまちづくり』丸善、2007年、p.136。なお、この間の日本の首相による「ゼロカーボン」宣言との関連において注目されている「ゼロカーボンシティ」（脱炭素都市）については、本稿(下)において言及する。

包摂性(人間の安全保障の理念の反映としての「誰一人取り残さない」)、統合性(環境・社会・経済の三側面の統合的取り組み)、多様性(国、自治体、企業、コミュニティまで対象)、参画性(目標実現のためには多様な利害関係者の参画と協働が必要)等が指摘されている。

いずれも不可欠の特徴ではあるが、持続可能なまちづくりという本稿の観点から特に検討すべきは、統合性である。その検討の前に、持続可能なまちづくりを直接の対象にしているSDGsの目標11の内容について簡潔に確認しておきたい。

目標のロゴのキャッチコピーは「住み続けられるまちづくりを」であるが、目標原文のタイトルに関する外務省の仮訳は「包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する」である。そのターゲットとして提起されているのは、社会的弱者についての住居、公共サービス、公共交通機関、公共施設、等へのアクセス、世界的文化遺産・自然遺産の保全、気候変動の緩和と適応も含む計画導入による災害防止と経済的損失削減、大気汚染や廃棄物管理による都市環境の改善、そして経済・社会・環境面の都市部・都市周辺部・農村部のつながり支援の開発計画強化、等である。

以上のような目標11とそのターゲットの羅列的内容だけで持続可能なまちづくりを構想するのは困難であろう。やはりSDGsの目標全体にかかわる特徴を踏まえたうえで検討することが必要である。

ここで検討したいのは、特にSDGsの統合性についてである。SDGsの17の目標は、環境、社会、経済という三側面の目標群に分類される。一つ目は、環境に関する目標群であり、キャッチコピーで示せば、安全な水とトイレを世界中に(6)、気候変

動に具体的な対策を(13)、海の豊かさを守ろう(14)、陸の豊かさも守ろう(15)から構成される。二つ目は、社会に関する目標群であり、貧困をなくそう(1)、飢餓をゼロに(2)、すべての人に健康と福祉を(3)、質の高い教育をみんなに(4)、ジェンダー平等を実現しよう(5)、エネルギーをみんなにそしてクリーンに(7)、住み続けられるまちづくりを(11)、平和と公正をすべての人に(16)から構成される。三つ目は、経済に関する目標群であり、働きがいも経済成長も(8)、産業と技術革新の基盤をつくろう(9)、人や国の不平等をなくそう(10)、つくる責任つかう責任(12)から構成される。最後の目標、パートナーシップで目標を達成しよう(17)は、三つの目標群全てに関連し貫通するものと位置づけられる。

これら三つの目標群の関係は、結論を予め示せば、並列的な関係ではなく、環境の目標群の実現が土台にあって、その土台の保護のうえで相互に依存し合う社会と経済の目標群の実現が可能になるという「入れ子構造」にあるという把握が重要であるように思われる。そして、そうした把握は、SDGsが1970年代以降の途上国の開発優先と先進国の環境保護の対立・合意を軸とする国連と国際会議の長期にわたる論議の成果であることを踏まえば明確になるように思われる。そこで以下、「持続可能な開発(または発展)」を構成する環境・社会・経済の三側面の区別と統合に至る国際的論議の経過を先行研究に依拠して簡潔に要約しよう⁴⁾。

①ストックホルム会議(1972年)

ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」(UNCHE)は、環境問題に関する初めての国連会議であり、「人間環境宣言」と「行動計画」が

4)「持続可能な開発(発展)」を巡る国際的論議の経過については、矢口芳生『持続可能な社会論』農林統計出版、2018年、馬奈木俊介・中村寛樹・松永千晶『持続可能なまちづくり』中央経済社、2019年、竹本和彦編『環境政策論講義』東京大学出版会、2020年、蟹江憲史『SDGs(持続可能な開発目標)』中公新書、2020年、等参照。なお、矢口氏は、

Sustainable Developmentの訳語について先進国を想定した場合には「持続可能な発展」とし途上国を想定した場合には「持続可能な開発」とするとされている(上記『持続可能な社会論』p.8)。

採択された。その「宣言」においては、環境保護と経済的社会的開発の不可欠性が並列的に言及されているが、これらの内容は、100年以内の地球上の成長の限界点逢着を指摘した先行公表のローマクラブ『成長の限界』の影響を受けているとされる。また「行動計画」にもとづく国連総会決議により「国連環境計画」(UNEP)が設立された。

②ナイロビ会議(1982年)

ケニア・ナイロビで開催された「国連環境計画管理理事会特別会合」は、環境・資源と開発の相互関係、経済成長と環境の両立が盛り込まれた「ナイロビ宣言」を採択した。特に後者の点に関して、資源保全が持続的成長の前提であることを明示した点が注目される。なお、ナイロビ会議では「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)の設置が決定された。

③ブルントラント委員会報告書(1987年)

ナイロビ会議の翌年の国連総会において、前年の日本の環境庁長官による提案を受けてWCEDの設置が採択され、翌1984年に元ノルウェー首相のブルントラント女史を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」(通称ブルントラント委員会)が正式に設置されたのである。この委員会は、3年間の精力的活動の後に、その成果を報告書『われら共有の未来(Our Common Future)』として公表し同年、国連総会で採択されている。「持続可能な開発」(Sustainable Development)という言葉は、このブルントラント委員会報告書のなかで初めて次のように定義されたのである。それは「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすこと」であるとされた。

④「地球サミット」(1992年)

ストックホルム会議の20周年を記念して、ブラジル・リオデジャネイロにて「環境と開発に関する国連会議」(UNCED)いわゆる「地球サミット」が開催され、その通称に相応しく「気候変動枠組条約」「生物多様性条約」「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」「森林原則声明」「アジェンダ21」という五つの文書が採択された。「リオ宣言」においては、ブルントラント委員会の「持続可能な開発」の定義を踏まえた「現世代と将来世代との間での衡平性」の原則や先進国と途上国の間の「共通だが差異のある責任」の原則が盛り込まれた。また行動計画である「アジェンダ21」は、「持続可能な開発」を国連の恒久原則にすると宣言しつつ、そのための新しいグローバル・パートナーシップの開始を記すものとされた。その年の年末の国連総会で「アジェンダ21」の進捗状況を検証するための組織の設立が決められ、翌年1993年に国連のもとに「持続可能な開発に関する委員会」(CSD)が設立された。

⑤「社会開発サミット」(1995年)と「ミレニアム・サミット」(2000年)

コペンハーゲンで開催された「社会開発サミット」(WSSD)は、採択された「コペンハーゲン宣言」において、生活の質の改善と向上または人間の能力と福祉の向上を意図する「社会開発」を初めて取り上げ、経済開発、社会開発、環境保護が「持続可能な開発のために相互に強化し合う要素」であることを明示した。

こうした「社会開発サミット」の視点は、2000年の「国連ミレニアム・サミット」に拡充・統合され、そこでは貧困、教育、ジェンダー平等、児童と妊娠

5) J.ロックストローム・M.クルム著、武内和彦・石井菜穂子監修、谷淳也・森秀行訳『小さな地球の大きな世界：プラネタリー・バウンダリーと持続可能な開発』丸善出版、2018年、参照。なお、プラネタリー・バウンダリーについては、石坂匡身・大串和紀・中道宏『人新世(アントロポセン)の地球環境と農業』農山漁村文化協会、2020年も参照。

婦の健康、疾病防止、環境の持続可能性、グローバル・パートナーシップという8つのゴールと21のターゲットから構成され、2015年を目標達成年次とする「ミレニアム開発目標」(MDGs)が採択されたのである。

⑥ヨハネスブルグ・サミット(2002年)

ヨハネスブルグで国連によって開催された「持続可能な開発に関するサミット」(WSSD)は、持続可能な開発に関する「ヨハネスブルグ宣言」と「実施計画」を採択した。その「実施計画」においては、持続可能な開発の三つの構成要素である経済開発、社会開発、環境保護の関係を「経済開発、社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理」という表現によって、持続可能な開発は、環境保護の基礎の上に経済開発と社会開発から構成されるものであり、それらを「相互に依存し補強し合う支柱として統合」するとしたのである。要するに、持続可能な開発は、環境保護を基礎にしつつ、経済開発と社会開発という三つの相互依存の支柱から構成され、それらを統合するものと認識されたのである。

⑦リオ+20(2012年)

リオ・サミットの20周年を記念してリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議」(UNCSD)は、成果報告書『我々が求める未来(Future We Want)』を採択した。会議は成果報告書を通じて、グリーン経済の推進、持続可能な開発のための制度的枠組みとしての「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」(HLPF)の設置と既存の「国連環境計画」の大幅拡充そして「持続可能な開発目標」(SDGs)の策定について合意した。

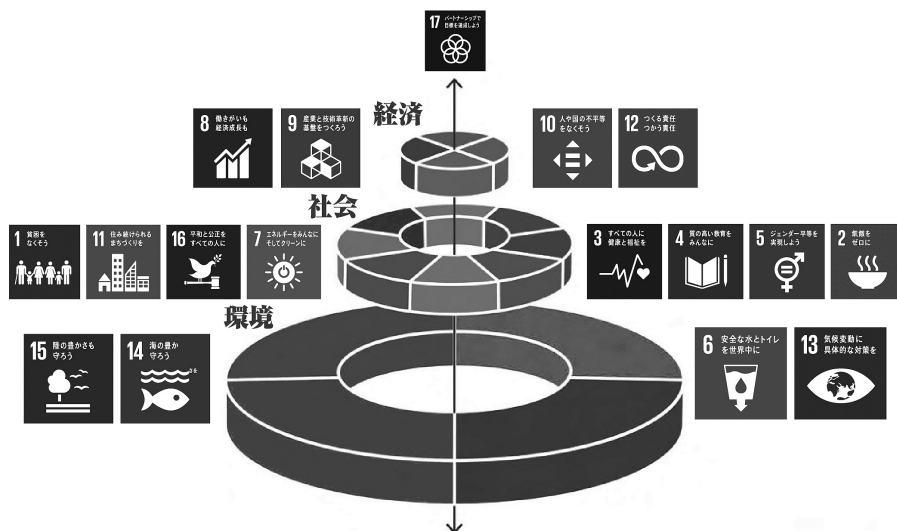
6) 同上書、p.167。ロックストローム氏は、こうした認識のもとで同上書の別の所で「環境負荷のないグリーンな経済成長」(p.20)という表現を与えている。なお、斎藤幸平氏は、グリーン成長についてロックストローム氏の最新の自己批判的研究を踏まえれば、それは持続可能ではなく「脱成長」が採用されるべきであり、グリーン成長を帰結するSDGsは「大衆のアヘン」であると述べている。斎藤幸平『人新世の「資本論」』集英社、2020年、参照。

⑧プラネタリー・バウンダリーの提起(2009年)とSDGsウエディングケーキ・モデルの提示(2016年)

時期は前後し国際会議ではないが、その後のSDGsの環境・社会・経済の三側面の関係に関する理解と論議に強い影響を与えていくことになる「プラネタリー・バウンダリー」(地球の限界)という概念が、地球環境の持続可能性に関するスウェーデンの研究者ヨハン・ロックストローム氏によって2009年に提起された⁵⁾。プラネタリー・バウンダリーとは、本来、回復力を備えている地球の生命維持システムが、人類の活動の結果として過剰な負荷を受けて一定の限界値を越えて回復力を失うと不可逆的な破壊的環境変化を引き起こすとされるその限界のことである。ロックストローム氏は、その限界値を、気候変動、成層圏オゾン層の破壊、海洋酸性化、土地利用の変化、淡水の消費、生物多様性の損失率、窒素およびリンによる汚染、化学物質汚染、大気汚染またはエアロゾル負荷という9つの領域について計測し、最初の4つの領域についてはすでに限界値を越えたと指摘したのである。そしてSDGsを構成する環境・社会・経済の三側面の関係については「経済が社会を支える手段として機能し、一方で、社会はプラネタリー・バウンダリーを越えずに安全に機能する空間内で発展するという入れ子構造の開発の枠組みを選択する必要がある」⁶⁾と結論付けたのである。

その後、ロックストローム氏は、この「入れ子構造」を「持続可能な開発目標(SDGs)の経済的、社会的、生態学的側面を見る新しい方法」としての「SDGsのウエディングケーキ・モデル」として図形化し公表している⁷⁾(第2図)。

7) <https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-SDGs.html>



第2図 SDGsのウェディングケーキ・モデル

(出所) <https://www.stockholmresilience.org/research/resarch-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-SDGs.html> 2020/9/1閲覧。

以上のプラネタリー・バウンダリーの提起は、「持続可能な開発」の定義に影響を与えることになる。国際科学会議 (ICSU) を中心とするその再定義検討プロジェクトチームは、プラネタリー・バウンダリーの提起を踏まえて2013年に「持続可能な開発」について次のような新たな定義を与えている。それは「現在および将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の欲求を満足させるような開発」のことであるとされた⁸⁾。

こうして「持続可能な開発目標」(SDGs)は、環境目標群、言い換えれば地球の生命維持システムの保護の実現の土台のうえで、あるいは地球システムの安全な機能の範囲内で、相互に依存し合う社会と経済の目標群の実現が可能になるという三

側面の「入れ子構造」にあるということが明らかになった。

⑨SDGsの補完としての気候変動問題の国際的合意

なお、プラネタリー・バウンダリーの最初の領域である気候変動については、SDGsの目標13において触れられているものの、詳細はその直後パリで開催される第21回「気候変動枠組条約締約国会議」(COP21)に委ねられたことは周知のところである。そこで気候変動問題に関する国際的合意についてSDGsの補完として簡潔に確認しておこう。

気候変動問題に関してCOP21で採択された「パリ協定」以前に採択された国際的合意の一つは、京都で開催されたCOP3の合意「京都議定

⁸⁾ 蟹江憲史、前掲書、p.62。なお、山本良一『気候危機』岩波ブックレット、2020年、p.18も参照。

書]であり、先進国の2008年～12年の5年間の温室効果ガスの排出量を1990年比で5%以上削減することとそのための排出量取引等に関する「京都メカニズム」などを合意内容としていた。

「パリ協定」の要点は、直前に採択されたSDGsを補完するものとして「気候正義」(Climate Justice)の観点から世界の気温上昇を、産業革命以前に比して2℃未満できれば1.5℃に抑えるために、今世紀後半に温室効果排出量を実質的にゼロにすべきであり、そのために全ての国が排出量削減目標を作成し提出することを義務づけた点にある。ここで「気候正義」とは、今まで温室効果ガスを排出してきたのは先進国と新興国であるのに、気候変動の最も深刻な被害を受けるのは貧しい途上国や弱い立場の人々と将来世代であるという世代内、世代間の不公平、不正義があり、それを是正すべきであるという考え方であり、社会運動である。

「パリ協定」の要請を受けてその後、地球温暖化に関する詳細な報告を行ったのが「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC、1988年設立)であり、2018年10月に「1.5℃の地球温暖化に関するIPCC特別報告書」を公表している。その要点は、温暖化が急速に進行しており、現状のままでは、早ければ2030年、遅くとも2050年までには、平均気温は産業革命以前に比して1.5℃以上上昇する可能性が高いとして、1.5℃目標を達成するためには、2030年までに排出量を2010年比で約45%削減すべきであり、2050年には排出量を実質的にゼロにすることが必要である。そしてそうした削減目標の達成のためには、社会と経済とりわけエネルギー、土地利用、都市、産業の大転換が必要であるというものである。

以上のような気候変動問題の提起は、「気候危機」の認識の拡がりとして「気候正義」を求める若者の世界的社会運動(グレンタ・トゥンベリ「未来のための金曜日」)そして欧州諸国と欧州自治体を中心とした「気候非常事態宣言」の議決さらに米国では「グリーン・ニューディール」構想すなわち再生可能エネルギー、ゼロカーボン建築・住宅、クリーン公共交通、森林再生、土地再生、等への大規模投資とグリーン産業での先住民、非白人、女性、不安定労働者の優先雇用そして国民皆保険や保育・高等教育無料化、等の政策組合せの提起を生み出してきたことが注目される⁹⁾。

以上のようなSDGsの環境・社会・経済の三側面の関係の「入れ子構造」と気候変動問題の考察は、本稿が問題とする「持続可能なまちづくり」がすぐれて「エコロジカルなまちづくり」に集約されることを物語っていると言えよう。

(3) SDGsを活かした日本型の持続可能なまちづくり「自治体SDGs」

以上のようなSDGsに関する検討を踏まえたくて、改めて「持続可能なまちづくり」について考えれば、それは、環境と地球の生命維持システムの保護という意味での「持続可能性」¹⁰⁾の原則を軸とした「エコロジカルなまちづくり」に集約されると言える。そのより具体的な含意と内容は、この間、フランスと欧州を中心に広がったミュニシパリズムという独自のまちづくり構想が大いに参照に値すると思われるが、その前に日本政府においてSDGsを活かした持続可能なまちづくりの構想としての「自治体SDGs」について簡潔に確認しておきたい。

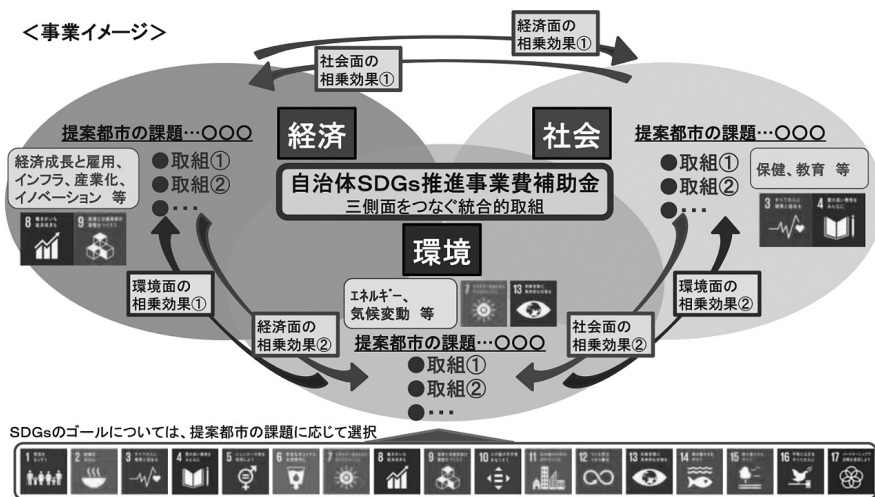
⁹⁾ 山本良一、前掲書、ナオミ・クライン著、中野真紀子・関房江訳『地球が燃えている』大槻書店、2020年、等参照。

¹⁰⁾ 「持続可能性」(Sustainability)の概念については、紙幅の都合もあり言及しない。この概念については、大森一三「プララリズムとしての『サステナビリティ』概念」(法政大学『サス

テナビリティ研究』第1号、2010年)、池田寛二「サステナビリティ概念を問い直す」(同上誌、第9号、2019年)、福永真弓「サステナビリティと正義」(同上誌、同号)等、参照。なお、この点については、矢口芳生、前掲書、齋藤幸平、前掲書も参照。

周知のように、日本政府は、2014年に「まち・ひと・しごと創生法」(いわゆる地方創生法)と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し、地方自治体に対しては、地方版総合戦略と人口ビジョンの策定を奨励してきた。SDGsが2015年に国連で採択されると日本政府は、翌年2016年に「SDGs推進本部」を設置した後、2017年の地方創生総合戦略において、地方創生の推進にあたり「SDGsの主流化」を図ると明記し、今後の施策の方向として

「地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の推進」を位置づけつつ、そのための先進的モデルとして「SDGs未来都市」のプロジェクトを発足させた。それは要するに、環境、経済、社会面の統合的取組によって、地域課題の同時解決を実現し、それらの間の自律的好循環を達成しようとしている先進的自治体の顕彰の仕組みである。これらの取組について政府は「自治体SDGs」と呼んでいるが、そのより端的な取組は、選定された



第3図 自治体SDGsモデル事業

(出所) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihouseusei_setumeikai/h30-01-11-shiryu17.pdf 2019/9/28閲覧。

SDGs未来都市のなかから特に先導的な取組として選定される「自治体SDGsモデル事業」であろう。その要件としては、①経済・社会・環境の三側面の統合的取組による相乗効果の創出、②自律的好循環の構築、③多様なステークホルダーとの連携、の三点が明示されている。こうしたものが、政府によって推奨されたいわば日本型の持続可能なまちづくりであると言ってよいであろう（第3図、参照¹¹⁾。これは、環境と地球の生命維持システムの保護がまちづくりについても土台であるという考え方が稀薄であると言える。

(4) エコロジカルなまちづくりとしての「ミュニシパリズム」

上記のような考察のもとでは、「持続可能なまちづくり」はすぐれて「エコロジカルなまちづくり」に集約されるとするならば、後者は具体的にはどのようなものであろうか。それを体現していると思われるまちづくりの考え方が、ここで取り上げるフランスと欧州を中心として広がっている「ミュニシパリズム」というまちづくり構想あるいは新しい自治体刷新運動とも言うべきものである。

新しい自治体刷新運動と述べたのは、今年2020年前半に実施されたフランス統一地方選挙において「緑の波」として日本でも紹介された環境保護政党と市民グループ推薦候補者の大きな躍進を支えた選挙運動の進め方と選挙公約こそ「ミュニシパリズム」を体現しているからである。す

なわち、選挙の結果、マルセイユ、ストラスブール、ボルドー、レンヌ、ブザンソン、等の大都市においてヨーロッパエコロジー・緑の党 (EELV) が勝利を治め、緑の市長(うちボルドーを除く五つの都市は女性市長) が新たに誕生したことが報道されたが、実はこの「緑の波」の背後には、2008年に設立された「市民参加協議研究所」(ICPC) のもとにスペインなどの経験に学んで、多くの市民団体、社会運動グループ、市民と政党が選挙候補者の「参加型リスト」を一緒に作り上げていくという新たな市民参加型選挙運動の成功があったのである。実際、408人の候補者リストを市民集団(以下、同じく集団を意味するgroupeではなくcollectifという原語なので以下、市民コレクティブと記す)が提出して選挙運動を行い66人の当選を勝ち取ったのであるが、その際、地方政治、自治体運営の刷新の旗印として掲げられたのが「ミュニシパリズム」(municipalisme) である¹²⁾。

それでは、ミュニシパリズムとは何か。フランスの一論者は、それが「ポスト成長のエコロジカルな社会の実現のために、直接民主主義の精神における市民の結集によって導かれた政治システム」[自治体または自治体庁舎の民主化それゆえ住民による地方諸制度の集団的再領有を目指す政治的プロジェクト]であり、具体的には、公共財の共同管理、公共サービスの自治体再公有化、公共契約の責任感ある地方企業優先の条項、社会住宅への大規模融資、社会連帯経済の推進、参加型

11) 内閣府地方創生推進事務局「地方創生に向けた自治体SDGs推進事業について」(平成30年1月)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/h30-01-11-shiryu17.pdf, 2019/9/28閲覧。

なお、日本政府によるSDGsを活かした持続可能なまちづくりについては、田中治彦・枝廣淳子・久保田崇編著『SDGsとまちづくり』学文社、2019年、村上周三他『SDGsの実践：自治体・地域活性化編』事業構想大学院大学出版部、2019年、南博・稲葉雅紀『SDGs：危機の時代の羅針盤』岩波新書、2020年、等参照。

12) J. Guitton-Boussion, *Sous la vague verte des municipals, le surprenant succès des listes citoyennes*, in *Reporterre*, le 3 juillet 2020, <https://reporterre.net/Sous-la-vague-verte-des-listes-citoyennes>, E. Dau, *Un bilan des dynamiques de listes participatives aux élections municipales françaises en 2020*, https://commons.polis.org/wp-content/uploads/2020/08/BilanMunicipales_V10-compress%C3%A9.pdf, いずれも2020/9/1閲覧。この間の事情を紹介したものとして、岸本聡子「地域自治でグローバル資本主義を包囲する」(『世界』2020年11月号)参照。

予算、難民との積極的連帯、等を目指すものであるとしている¹³⁾。

また、ミュニシパリズムを日本に紹介してきたアムステルダム大学のトランスナショナル研究所研究員の岸本聡子氏によれば、それは、「スペインのバルセロナやフランスのグルノーブル、等の欧州都市を中心に拡大している「市民の直接的な政治参加」「市民の社会的権利の実現」「公共財(コモンズ)、公共サービスの公的コントロール」を目指す「地域主権的」な新しい政治的潮流・運動であり、環境保全と地元産自然エネルギー活用、有機農業支援、独自の公共調達による地域内経済循環、市民参加型予算、等の自治体政策を共通して目指すとともに、政治の女性化と国境を越えた都市間の協力連携を重視する国際主義という自治体戦略を共通して指向しているとされている¹⁴⁾。

上記の「市民参加協議研究所」は、統一地方選挙に際してミュニシパリズムに賛同して参加型リストづくりを行った26の市民コレクティブをネットワークの構成メンバーとして公表している¹⁵⁾が、そのなかにミュニシパリズムを体現する具体的政策を明示して、それに同意し署名することを候補者リスト推薦の条件にしている市民コレクティブが存在する。

それは、それ自体がグリーンピースなど社会運動グループや市民団体等、数十の小規模コレクティブから構成されている「移行のための協定」(Pacte pour la Transition)という市民コレクティブである。このコレクティブは、推薦を受ける者が同意し署名すべき3つの横断的原則と32の措置す

なわち具体的な施策を明示している。なお、コレクティブの名称にある移行とは、「地域の環境保護、社会的公正と連帯、民主主義の強化そして持続可能な地域を求めての移行」という意味である¹⁶⁾。

まず、3つの横断的原則とは、次のとおりである。

原則A：移行への関心喚起と教育行動

原則B：地域政策の共同構築

原則C：長期的な影響と気候的社会的緊急事態の統合

そのうえで提示された32の施策は、第1表のとおりである。

こうして市民コレクティブ「移行のための協定」によって提示された横断的原則と施策の一覧表を見ると、日本型の持続可能なまちづくりとしての自治体SDGsとは異なる特徴を見出すことができる。それは、3つの横断的原則に集約されるが、施策の一覧表の表現も交えて要約すれば、次のようになる。その特徴は、ミュニシパリズムの上記の定義にもあるように、何よりも市民の直接民主主義的な政治参加すなわち参画にもとづく社会的公正と連帯を求めての公共財(水道、等)と公共サービス(福祉、社会住宅、交通、等)の自治体による公営化ないし参加型予算、等を通じた市民との共同構築すなわち協働を基軸として、そのうえで温室効果ガス増大と生物多様性減少を防止し、環境保護を促進する環境的施策を広範に提示することによって地域政策の土台にしていることである。そして非営利活動団体が主要な当事者になる社会的弱者支援や住民の居場所づくり、環境保全

13) S.Cattiaux, Le municipalisme, nouvelle voie de la démocratie locale ? le 4 janvier 2020, in *Lettre du cadre*, <https://www.lettreducadre.fr/15729/le-municipalisme-nouvelle-voie-de-la-democratie-locale/>, 2020/9/1閲覧。

14) 岸本聡子『水道、再び公営化!』集英社新書、2020年。

15) Institut Concertation Participation Citoyenne, Municipalisme et listes participatives, <https://i-cpc.org/focus-sur/municipales-2020/>, 2020/9/2閲覧。

16) Pacte pour la Transition : 32 mesures concrètes en vue des élections municipales de 2020, le 6 janvier 2020, <https://www.rtes.fr/pacte-pour-la-transition-32-mesures-concretes-en-vue-deselections-municipales-de-2020>, 2020/9/5閲覧。

第1表 市民コレクティブ「移行のための協定」の32の施策

	施策の内容
01	責任ある公共調達(社会的環境的地域的条項含む)の野心的政策
02	倫理的に正当な資金源による環境保護的地域福祉的プロジェクトへの資金調達
03	公共施設・車両等のエネルギー節約と地域産の再生可能エネルギー100%供給
04	公共サービスにおける情報処理について公益のために自由ソフトウェアの優先
05	農民のために地域の利益の出る有機農業関連産業の構造化の支援
06	農地を保全し動員して新規農民が就農するための付き添い支援
07	集合的レストランにおける地域の公正な肉の少ない自然食品の食事の提案
08	地域に生物多様性の空間を再び与えるため植物の充満、水の循環、夜間照明制限
09	地域における大規模小売店の発展への終止符
10	水を公共財として水資源保護、より良い水質、全ての人々への無償の水道水保障
11	エネルギーの最小限消費、再生可能エネルギーの地産地消と野心的気候計画
12	エネルギーを十分使えない家庭への支援を伴った高いエネルギー効率の実現
13	温室効果ガス増大と生物多様性減少をもたらす計画とインフラへの終止符
14	地域における公共交通機関の導入、アクセス、魅力の強化
15	公共空間における身体を動かす移動(徒歩、自転車)の優先
16	都市において最も環境汚染的な車両と個人用乗用車の走行空間の制限
17	自治体の特性に適合した大気汚染の少ない商品輸送、都市物流方式の開発
18	自治体廃棄物の削減・再使用・有効活用と社会連帯経済の担い手との協力
19	自治体の全ての当事者について廃棄物の削減と選別を動機づける料金設定
20	全ての者にアクセス可能な参加型居住形態と環境保護地区の拡張
21	困難な状況にある人々の受容、付き添い支援、社会復帰の保障
22	公共空間における広告の設置場所の制限
23	全ての者に保障する差別的でない公共空間へのアクセスと整備の実現
24	全ての者について手頃な価格の穏当な住宅へのアクセスの保障
25	全ての者について常駐者のいる無料デジタル支援場所の提案
26	地域に参入した外国人の非営利団体と連携しての公共的受容の仕組みの創設
27	仕事から最も隔てられた人々の環境保護を促進する地域雇用政策による包摂
28	男女市民の参加とイニシアチブ、自治体の共同構築の仕組みの設置と強化
29	環境保護的社会的気候的観点から自治体の大規模計画の外部検証組織化
30	地域における自発的参加による非営利活動政策の全ての関係者との共同構築
31	住民間の協力・繋がり、第三の居場所のための空間・資源の非営利団体への委託
32	参加型予算、非営利団体支援、地域通貨の自治体公共サービスへの組み込み

(出所) <https://www.pacte-transition.org/#mesures> 2020/9/5閲覧。

(注) 施策の各項目の内容は、必ずしも直訳ではなく、各項目の詳細説明に依拠して意識または追加の表現を入れた場合がある。

的な公共空間の創出、等の社会的施策、地域内経済循環を目指す公共調達の地域内企業への受注可能化、環境保全的地域福祉的プロジェクトへの融資とそこでの不安定労働者への雇用提供、有機農業の関連産業の支援、廃棄物の3Rを担う社会連帯経済への支援、大規模小売店の展開抑制、等の経済的施策が提示される一方、上記の市民の実質的な参画と協働を通じて土台としての広範な環境的施策との意識的な統合が目指されていることである。

また、この市民コレクティブの施策の一覧表には、女性の政治参画と外国人難民支援が提示されていることも注目されるべきである。

こうして私たちは、SDGsの環境・社会・経済の三側面の関係の「入れ子構造」と気候変動問題を踏まえた持続可能なまちづくりのあり方を、ミュニシパリズムを掲げたフランスの一市民コレクティブが提示した地域政策のひとまとまり、すなわち市民の実質的な参画と協働を通じて、広範な環境政策の土台のうえでの意識的な統合が目指されている社会政策と経済政策という一体的組合せのなかに、すぐれてエコロジカルなまちづくりの体現を見出すことができるように思われる。

Sustainable Town Development and SDGs

Case Study of Ecological Town Development (Part 1)

Hisao Arai

This paper aims to explain (1) the framework that the sustainable development goals (SDGs), targets that command the world's attention today, can provide in pursuing sustainable town development in modern-day Japan, and (2) municipalism, a movement in today's Europe that applies this framework.

As for the former, based on the international discourse surrounding sustainable development from the 1970s onwards, the paper demonstrates that the relationship between the three components of sustainable development, namely the environment, society, and economy, forms a nested structure in which the environment provides the foundation and development of society and the economy becomes feasible only within the protected areas of the environment.

The latter was the driving force behind the success of the French environmentalist party Europe Ecologie Les Verts (EELV) in this year's municipal elections in France. If we analyze the polity that ran its participatory election campaign offering concrete local policies inspired by municipalism, we come to understand that the movement helped realize citizens' participation in and cooperation with local politics in a direct democratic way. In terms of local policies, municipalism represents a unified combination of policies that consciously aims to integrate social and economic policies with a wide range of foundational en-

vironmental policies, and can be viewed as an effective, ecological town development approach.